

離職者等再就職訓練仕様書（知識等習得コース・託児付き訓練）

1 事業の目的

公共職業安定所に求職の申し込みを行い、職業能力の開発を必要とする求職者向けに、専修学校・特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）・企業等がもつ教育訓練資源を最大に活用した多様な訓練を実施し、円滑な再就職を支援する。

2 委託業務名

離職者等再就職訓練（知識等習得コース）

3 訓練対象者

次の条件をすべて満たしている者

- ①公共職業安定所に求職申込みを行っている者で、申込みをする分野に関連する職種への就職を希望し、公共職業安定所長の受講あっせん（受講指示、受講推薦または支援指示）を受けることができる者。
- ②原則として、公共職業訓練等を受講修了後、1年を超える者。

4 実施場所

本訓練の実施場所は、千葉県内とする。ただし、企業実習の場所は、原則千葉県内とするが、開催地域により生じる受講生の利便性を考慮する場合は、この限りではない。

5 受講料

本訓練の受講料は、無料とする。ただし、以下の経費については、訓練受講生本人の負担とする。

- ① 訓練受講生個人の私有となる教科書や教材等による経費
 - ② オンライン訓練を行う場合の受講に必要な設備等の経費及び通信費（訓練受講生の募集時に設備等の受講生本人負担があることをあらかじめ説明している場合に限る）
- ※オンラインについて

オンラインとは、通信の方法のうち、テレビ会議システム等を使用し、講師と訓練生が映像・音声により互いにやりとりを行う等の同時かつ双方向に行われるものをいう。

6 定員 1コースあたり概ね20名程度

【留意事項】

- ①概ね20名程度については、開講地域等の求職者数、過去の入校（応募）者数、施設内床面積等を勘案し、適正な定員で設定すること。
- ②千葉・印旛、葛南、東葛飾地域は30名以内とし、その他の地域・新規提案者（新規コース含む）は20名以内とする。
- ③千葉県の地域区分は以下のとおりとする。

地域	市町村
千葉・印旛	千葉市 市原市 成田市 佐倉市 四街道市 八街市 印西市 白井市 富里市 酒々井町 栄町
葛南	市川市 船橋市 習志野市 八千代市 浦安市
東葛飾	松戸市 野田市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市
香取・海匝・山武	香取市、神崎町、多古町、東庄町 銚子市、旭市、匝瑳市 東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町

長生・夷隅	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町 勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
君津・安房	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市 館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町

7 コースの概要

求職者に必要な知識・技能等の職業能力を付与する訓練であり、母子家庭等の母等を優先受講者とし、受入れ託児数は10人（定員の2分の1が10人未満の場合は定員の2分の1の人数）以上とし、かつ、生後6か月以上1歳未満の乳児の受入れが可能である訓練コース

8 業務委託期間

訓練開始日から7か月（うち訓練期間 3か月）

9 委託費等

（1）契約単価（消費税及び地方消費税抜き）

①訓練実施経費

ア 上限額 53,000円（一人当たり月額単価）

イ 積算

（直接訓練を実施することにかかる個別の経費の積み上げた総額） ÷ （訓練月数×定員）

※ 訓練実施経費の一人当たりの月額単価は、直接訓練を実施することにかかる個別の経費の積み上げた総額を訓練月数及び定員で除した額とすること。

なお、一月当たりのあらかじめ定められた訓練時間（以下「訓練設定時間」という。）が100時間未満の月（祝日、お盆及び年末年始の休校日が該当することにより100時間未満となる場合を除く。）においては、訓練設定時間を100時間で除した率に一人当たりの上限額を乗じた額を当該月の上限額とする。

②託児サービス委託費 66,000円（託児児童一人当たりの月額単価）

※託児サービスの利用実績があった場合のみ支給する。

※託児サービス委託費の単価は、託児サービス提供機関における一般の利用者の利用単価と同額とすること。

※訓練生の託児サービスの利用料は無料とする。ただし、託児サービス利用料に含まれない食事・軽食（ミルク、おやつを含む）代、おむつ代等、実費分については、保護者（訓練生）の負担とし、委託費には含めないこと。

③就職支援経費

就職支援経費就職率	1人1月当たりの額
就職率80%以上	20,000円
就職率60%以上80%未満	10,000円
就職率60%未満	0円

※ 就職支援経費の単価は、訓練生全員を就職させるために必要な就職支援の実施に係る経費相当額として、就職率の実績に応じて上記の額とする。

なお、一月当たりの訓練設定時間が100時間未満の月（祝日、お盆及び年末年始の休校日が該当することにより100時間未満となる場合を除く。）においては、訓練設定時間を100時間で除した率に一人当たりの月額単価を乗じた単価を当該月の月額単価とする。

（2）支払額の算定

①訓練実施経費

ア 支払額の算定

委託費の額は訓練受講者一人につき算定し、下記イに定める「支払対象月」となった月に
対して一人当たりの月額単価を乗じ、委託費を算定する。

イ 支払対象月について

算定基礎月（1日から当該月の最終日までを指す。ただし、訓練開始月は訓練開始日から
当該月の最終日まで、訓練終了月は1日から当該月の終了日まで、中途退校した場合の退校月
においては、退校した日までを指す。）において、訓練受講生が訓練設定時間の80%に相当する
時間の訓練を受講した場合、支払対象月とする。

ただし、各算定基礎月において、訓練受講生が訓練設定時間の80%に相当する時間の訓練
を受講していない場合であっても、訓練期間（訓練受講者が中途退校した場合は退校までの期
間、また訓練期間が年度をまたぐ場合は年度末までの期間若しくは翌年度の初日から訓練終了
日までの期間）における訓練設定時間の80%に相当する時間の訓練を受講した者に対しては、
当該期間のすべての算定基礎月を支払対象月とする。

ウ 支払について

委託費は訓練終了後に支払うものとする。ただし、訓練期間が年度をまたぐ場合は、年度内
に終了した訓練にかかる支払対象月分について支払うものとする。

エ 中途退校者に係る支払額の算定

訓練受講者が中途退校等をした場合又は委託契約を解除した場合で、算定基礎月において
訓練を行った日（以下「訓練実施日」をいう。）が16日以上又は訓練が行われた時間（以下
「訓練実施期間」という。）が96時間以上のいずれにも該当しない場合、当該受講者に係る
訓練単価は、訓練すべき日（日曜日、国民の祝日その他委託先機関が休日とした日を除いた日。）
の日数を分母に、中途退校日までの訓練実施日の日数を分子にして得た率に、一人当たりに対
する訓練単価を乗じて得た額を支払う額とする（1円未満の端数は切り捨てる。）

②託児サービス委託費

委託費の額は託児児童一人につき算定し、利用した月に対して1人当たりの月額単価を乗じ、
委託費を算定する。

また、中途退校等による早期終了及び訓練生の事情により託児サービスの利用を中止した場合
の取り扱いについては、当該日が属する算定基礎月における訓練をすべき日数を分母に、訓練
実施日数（訓練生の事情により託児サービスの利用を中止した場合は中止した日までの訓練実施
日数）を分子にして得た率に託児サービス単価を乗じることにより算出して得た額を、支払う
こととする（1円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、契約する託児サービス提供機関において、
一般の利用者の費用負担の方法が契約した月額を支払うこととなっている場合であって、契約上、
訓練実施日数分のみの支払いをすることが困難な場合は、託児サービス単価を支払うことが
できる。

なお、託児サービス単価を日額単価で契約している場合は、上記の取扱いによらず、利用した
日数分を日額単価により支払うこととする。

③就職支援経費

ア 支払額の算定

（訓練受講者数）×（就職支援経費就職率に応じた就職支援経費の単価）×（下記イに定める
「対象月数」）

イ 対象月数について

「対象月数」については、訓練期間の月数とする。

ただし、対象月のうち、「支払対象月」に該当しない月がある者については、当該月を対象
月としない。

ウ 就職支援経費就職率の算定

対象就職者数 ÷ （訓練修了者+対象就職者のうち就職のための中退者）×100

エ 対象就職者

対象就職者は、訓練修了後3か月以内に就職（就職のための中退者を含む。）又は内定した者のうち、一週間の所定労働時間が20時間以上であり、且つ「雇用期間の定め無し」又は「4か月以上」の雇用期間の雇用契約により雇い入れられた者及び自営を開始した者（訓練修了後3か月以内に設立又は開業し、かつ法人設立届出書又は個人事業開廃届出書の写しを提出した者に限る。）とする。

オ 中途退校者に係る支払額の算定

訓練受講者が中途退校等をした場合又は委託契約を解除した場合で、算定基礎月において訓練を行った日（以下「訓練実施日」という。）が16日以上又は訓練が行われた時間（以下「訓練実施期間」という。）が96時間以上のいずれにも該当しない場合、当該受講者に係る就職支援経費の単価は、訓練すべき日（日曜日、国民の祝日その他委託先機関が休日とした日を除いた日。）の日数を分母に、中途退校日までの訓練実施日の日数を分子にして得た率に、一人当たりに対する就職支援経費の単価を乗じて得た額を支払う額とする（1円未満の端数は切り捨てる。）

10 業務の内容

- ①訓練の実施
- ②受講生の就職支援
- ③訓練及び就職支援の実施に伴う業務
- ④託児サービスの提供（託児サービスを付したコースのみ）
- ⑤その他、目的を達成のために必要と認められる業務

11 訓練の内容

- ① 実施しようとする教育訓練の目的・目標、カリキュラム内容、実施時間、実施場所が、求職者の職業能力の開発及び向上に資する教育訓練であって、真に就業に必要な教育訓練と認められるとともに、適切な実施及び受講が可能であり、次の要件を全て満たしていること。
 - ア 受講生の状況や企業(雇用主)のニーズに踏まえた訓練生の仕上がり像を設定していること。
 - イ カリキュラムは、訓練の仕上がり像と整合性を有すること。
 - ウ 訓練の仕上がり像及びカリキュラム内容が真に就業に資するための技能・技術であること。
 - エ 資格の取得率や訓練生の就職率等について、目標を設定し、その達成に向けた訓練となっていること。なお、訓練生の就職率に関する目標については、必ず設定し、その率は、75%以上とすること。
 - オ 訓練は、オンラインによっても行うことができる。ただし、通所の訓練に相当する訓練効果を有すること。
 - カ オンライン訓練を行う場合には、通所による訓練の時間を総訓練設定時間の20%以上確保することを原則とする。なお、通所による訓練の実施にあたっては、訓練効果を高める時期に設定すること。
 - キ オンライン訓練は、「なりすまし」による不正受講を防止するため、原則として、訓練受講時に訓練生本人であることをWEBカメラ、個人認証ID及びパスワードの入力、メール、電話等により確認すること。
 - ク オンライン訓練の実施に先立ち、オンライン接続等の方法を訓練生本人に説明するとともに、オンライン接続テストを行うこと。また、訓練中に通信障害等によりオンライン接続が遮断された場合に訓練生本人に迅速に連絡をとれる方法を確保し、接続の復旧に向けたアドバイス等を的確に行える体制を整備すること。
- ② 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 直接、職業能力の開発・向上に関連しないものや、一定の関連性があっても一般的に趣味・教養・生活等との関連性が強いもの、職業能力のごく一部を開発・向上するに過ぎないもの、通常の就職に当たって特別の教育訓練を要しないもの。
 - イ 概ね高等学校普通科の教育までで習得できる基礎的、入門的水準のもの。
 - ウ 通常の雇用・就業形態を勘案した場合、その職業能力を習得したとしても安定した雇用・起業等に結びつくことが期待し難いもの。

- エ 業務独占資格（法令の規定により当該資格を有しない者による当該資格に係る業務への従事が禁止されている資格をいう。以下同じ。）又は名称独占資格（法令の規定により当該資格を有しない者の当該資格の名称の使用が禁止されている資格をいう。以下同じ。）の存する職業に係るものであって、当該資格取得に資するために1年以上の訓練コース設定が必要なもの。
- オ 資格取得を目的としたもののうち、当該資格の社会的認知度が総じて低いもの、合格者数が相当程度少なく、かつ、総量規制がなされているもの、専ら公務員としての就職の要件となっているもの。
- カ 特別の法律に基づかない医療類似行為に係る能力習得を目的とし、訓練実施上、身体への接触が不可避なもの。
- キ その他就業に必要な職業能力習得に資する訓練コース設定とするためには、委託訓練期間、委託費等の要件に明らかに当てはまらないもの。
- ク 船員職業安定法第6条第1項に規定する船員の養成に係るもの。
- ケ 夜間又は土日のみ訓練を実施するもの。

- ③ 訓練分野の特性に応じ、基礎的なデジタルリテラシーの要素を含むカリキュラムを訓練設定時間の中で設定すること。また、訓練生に対し、デジタルリテラシーの必要性・重要性について周知すること。
- ④ 実施した訓練コースの就職支援経費就職率が35%未満であり、当該訓練コースと同種の訓練する訓練コースを提案する場合は、就職率向上の見込めるカリキュラムで提案すること。なお、実施した訓練コースの就職支援経費就職率が、2回連続して35%未満である場合は、提案は受理しない。（不受理期間は1募集期間とする。）

1.2 訓練スケジュール

（1）訓練期間の設定

訓練期間は8に定める期間とし、訓練開始日は開講月の初日（当該日が土日、祝日及び年末年始等の休日（以下「休日等」という。）の場合は、その日後において最も近い休日等でない日）とし、訓練修了日は修了月の月末（当該日が休日等の場合は、その日前において最も近い休日等でない日）とし、訓練開始日には入校式を、訓練終了日には修了式を実施する。

（2）訓練時間の設定（標準）

訓練設定時間は、入校式、修了式及び公共職業安定所における就職支援を受ける時間等就職活動日を除き、訓練を行う時間とし、以下のとおりとする。

- ア 訓練は、週5日（原則として土日祝日を除く。）の1日6時間の訓練カリキュラムを標準とし、1か月当たり100時間以上の訓練を実施すること。
- イ 訓練時間については、1単位時間を45分以上60分未満（休憩時間を除く。）とする場合にあっては、当該1単位時間を1時間とみなし、1単位時間を90分とするものは当該1単位時間を2時間とみなす。
- ウ 訓練の実施については、午前9時から午後5時までの間で任意に設定して差し支えないものとする。
- エ ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルタントを実施した時間についても、訓練設定時間に含めることができる。

（3）就職活動日

カリキュラムの作成にあたっては、原則として訓練修了日の1か月前を目途に、就職活動日（就職活動がしやすい半日）として休日を設定し、就職が決まっていない受講生について必ず公共職業安定所へ誘導し、就職相談を受けさせること。

1.3 訓練の実施

（1）訓練の実施

- ①企画提案したカリキュラム及び本仕様に基づいた訓練内容を実施すること。
- ②訓練の実施に先立ち、必要な他の関係法令等に基づく手続きについては適正に行い、当該

手続きについて完了したことを証する書面の写しを委託契約締結までに提出すること。

③受講申込者数が、企画提案時に受託者が設定した開講可能最少人数を超えた場合は、必ず訓練を実施すること。なお、選考試験日までに受講申し込みの辞退等があり、開講可能最少人数を下回った場合においても、必ず訓練を実施すること。

④受講申込者数が、企画提案時に受託者が設定した開講可能最少人数を下回った場合は、訓練実施について、千葉県と別途協議を行い、訓練の実施または中止を決定する。なお、訓練の実施を決定した場合は、いかなる場合においても訓練を実施すること。

(2) 訓練の実施体制

①運営体制

ア 訓練運営に当たって、施設・設備及び訓練指導体制等の訓練全般に係る責任者1名を訓練開設校舎ごとに配置でき、また受講者からの問い合わせ等に常時対応する窓口として事務担当者を1名以上配置できる体制が講じられていること。なお、事務担当者は、講師と兼務することはできない。

イ 訓練の実施にあたり、事業を適切に運営できる組織体制を整備し、必要な職員を配置していること。

ウ 教育訓練を実施する上で必要となる教室、設備、備品等を所有又は賃貸借契約等により常に使用できる状態となっていること。

エ カリキュラムにパソコンを使用する内容が含まれる場合にあっては、パソコンについては1人1台の割合で設置されていること、及びソフトウェアについて使用許諾契約に基づき、適正に使用できるものであること。

オ 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重(以下「過重な負担」という。)でないときは、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去(自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修等)の実施について必要かつ合理的な配慮をすること。なお、過重な負担となる場合は、合理的配慮の提供義務に反しないものの、他の方法で社会的障壁の除去ができないか当該障害者とともに解決策の検討に努めること。

②指導体制

ア 講師は、実技にあっては受講生15人に1人以上、学科にあっては受講生30人に1人の配置を標準とすること。

イ 講師は、職業訓練指導員免許を有する者又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条の2第2項の規定に該当する者であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者であること。

ウ その他、教育訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する講師を配置すること。

(3) 補講

修了要件に満たない訓練受講者には、補講等の措置を講じること。(原則として、訓練期間中の補講等に要する経費は訓練実施経費に含む。)

14 就職支援の実施

(1) 就職支援の実施

過去の訓練生等に対する就職実績を踏まえ、次の事項を考慮し、訓練生に対する就職支援の提案をすること。また、企画提案の内容及び本仕様に基づき、就職支援を実施することとなるので、実現可能な提案であること。

ア 受講生のジョブ・カード作成支援及びジョブ・カードを活用した職業相談を実施すること。

イ 職業相談を含む個別面接の実施、職務経歴書及び履歴書作成の指導等を含めた有効な就職支援を実施すること。

ウ 原則として、訓練期間中にキャリアコンサルティングを受講生に対して1人ずつ実施すること。また、初回のキャリアコンサルティングは特別の事情がない限り、訓練開始月に実施することとし、実施回数は3回以上が望ましいが、訓練内容に応じて可能な回数を設定すること。

エ 受講生に対して、公共職業安定所及びその他職業紹介機関から提供された求人情報の提供を適宜行うこと。

- オ 適宜、就職相談等を実施し、訓練修了後の早期就職に向けた支援を行うこと。
 カ 本仕様書に明記されていない、内容であっても、訓練修了後の早期就職に向けた独自の就職支援の実施も可とする。

(2) 就職支援の体制

- 就職支援の実施にあたっては、次の要件を満たし、適切に運営できる組織体制を提案すること。
- ア キャリアコンサルタント、キャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）又は職業訓練指導員免許を保有する者を1人以上配置すること。
 - イ 就職支援責任者を1人配置すること。なお、就職支援責任者は、訓練実施期間中の過半以上、訓練実施施設に常駐していること。
 - ウ 上記以外にも就職支援実施に必要な人員を配置することもできる。

15 訓練及び就職支援の実施に伴う業務

- ①訓練受講者の出欠席の管理及び指導
- ②訓練の指導記録の作成
- ③受講証明書及び職業訓練受講給付金等に係る事務処理
- ④訓練受講者の欠席届等に係る各種証明書等の添付の確認及び提出指導
- ⑤訓練受講者の住所、氏名、金融機関等の変更に係る事務処理
- ⑥訓練受講者の中途退校に係る事務処理
- ⑦受講証明書、欠席・遅刻・早退届、添付証明書等の提出
- ⑧災害発生時の連絡
- ⑨訓練実施状況の把握及び報告
- ⑩訓練受講者の能力習得状況の把握及び報告
- ⑪就職状況報告の取りまとめ及び就職状況報告一覧の作成報告
- ⑫託児サービスの実施に係る日誌の作成及び報告（託児サービスを設定しているコースのみ）
- ⑬保育を受ける児童及び保育者の双方を対象とした傷害保険、賠償責任保険等への加入（託児サービスを設定しているコースのみ）
- ⑭その他県が必要と認める事務

16 託児サービスの提供

「託児サービスの提供」については、以下によること。

(1) 託児サービスの託児数

託児付き訓練コース分野の託児数は、10人（定員の2分の1が10人未満の場合は定員の2分の1の人数）以上とし、かつ、生後6か月以上1歳未満の乳児の受け入れが可能であること。

(2) 託児サービス利用対象者

受講生のうち、就学前の児童の保護者であって、訓練を受講することによって、当該児童を保育できない者、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができない者

(3) 託児サービスの提供内容

上記（2）の利用対象者に対し、訓練期間中及び休憩時間中に、児童福祉法に定める保育所並びに小規模保育事業、家庭的保育事業、一時預かり事業を行う施設及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に定める保育所型認定こども園においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）を満たす保育内容を、同法に定める幼保連携型認定こども園においては、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）を満たす保育内容を、同法に定める幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園、認可外保育施設においては、認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第177号）を満たす保育内容を提供すること。

（注）授乳・補水補助については託児サービス提供内容に含めるものとする。

(4) 託児サービスの提供方法

次のいずれかの方法により託児サービスを提供すること。

①施設内託児サービス

委託訓練を実施する訓練実施機関の施設内において、訓練実施機関自らまたは委託により、託児サービスを提供する。

②施設外託児サービス

訓練実施場所の施設外において、訓練実施機関自らまたは委託により、託児サービスを提供する。託児サービス提供機関が行う託児施設の場所は、訓練実施施設から通所が可能な適切な距離にあること。

(5) 託児サービス提供機関の要件

次の①～④の基準について、いずれにも該当する機関であること。

①児童福祉法または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める次の（ア）～（カ）のいずれかの施設において託児サービスを実施すること。

（ア）保育所（保育所型認定こども園を含む）（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として、保育所で行われる一時預かり事業に限る。）

（イ）小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）を満たしているものであって、原則として、小規模保育事業で行われる一時預かり事業に限る。）

（ウ）家庭的保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として、家庭的保育事業で行われる一時預かり事業に限る。）

（エ）幼保連携型認定こども園（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として、幼保連携型認定こども園で行われる一時預かり事業に限る。）

（オ）認可外保育施設（幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園を含む）（認可外保育施設指導監督基準を満たしているものに限る。）

（カ）一時預かり事業を行う施設（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に規定する基準を満たしているものに限る。）

②託児サービス提供機関自らが、託児中の事故等に備え、傷害保険、賠償責任保険（保育を受ける児童及び保育者の双方を対象としたもの）等に加入すること。

③児童福祉法等の関係法令及び通知を遵守すること。

④「①～③」のほか、千葉県等において別途基準等を定めている場合は、これを遵守すること。

17 個人情報の取扱い

受講生に関するすべての個人情報について、個人の権利、利益を侵害することがないよう適正に管理すること。

18 その他

(1) 訓練生の募集について

①訓練生募集パンフレットの作成、公共職業安定所で実施する受講生募集に関する説明会など受講生の募集について必要な協力をすること。

②千葉県が指定する受講生募集の申込受付期間中に施設見学会を設定すること。

③オンライン訓練を行う場合、受講に必要な設備（パソコン等）及びインターネット接続環境（モバイルルーター等）の内容やパソコンスキル等及び、受託者が設備等を受講生に無償貸与できない場合においては、設備等を受講生が自ら用意する又は受託者が有償で貸与するものとし、その旨及び、受講生と受託者のどちらが通信費を負担するかを訓練生募集パンフレット等に明記するほか、施設見学会等においても説明すること。

(2) 受講生の選考

受講生の選考として、書類選考（応募動機、就職意欲の確認等）、面接試験等を実施する際には、千葉県立テクノスクールの求めに応じ、必要な協力をすること。

(3) その他

- ①本仕様書に定めのないものについては、国の委託訓練実施要領（平成13年12月3日能発第519号）、関係法令の規定及び、千葉県の指示に従うこと。
- ②事務処理の取扱いについては、別途定めたものに従うこと。